別紙参考

全建労発第 56 号
令和８年２月 19 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長　殿

一般社団法人全国建設業協会
専 務 理 事 山 崎 篤 男
〔 公　印　省　略 〕

適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査について（協力依頼）

時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の働き方改革に向けては、平成30年に成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、建設業についても、令和６年度から時間外労働の罰則付き上限規制を適用されたところであり、週休２日の確保など長時間労働の是正に向けた働き方改革の更なる徹底が急務となっております。

国土交通省における適正工期をめぐる取組としては、令和２年７月に中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成・勧告されており、また、令和６年６月に公布された改正建設業法において、工期ダンピング対策の強化や工期変更の協議円滑化が新たに規定され、建設業の働き方改革の実現に向けて、取組を強化していくこととしております。

このため、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課より本会宛てに、今後の施策を検討するにあたっての工期設定等の実態調査の協力依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折恐縮ですが、本調査に関しまして貴会会員企業の方々に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

（担当：労働部　浜崎、吉田）